

経営事項審査申請について

－当面(平成24年度)の運用等－

国土交通省 関東地方整備局
建政部 建設産業第一課
平成24年2月

当面（平成24年度）の運用等

注1 関東地方整備局管内に主たる営業所を置く大臣許可業者を対象としています。

注2 平成24年2月29日現在の予定であり、政省令等の改正状況によっては、『当面（平成24年度）の運用等』が変更することもありますので、念のため申し添えます。

1. 『技術職員名簿』に係る運用等

評価対象

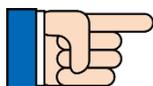
- 評価の対象となる技術者は、審査基準日以前6月を超える恒常的雇用関係がある者に限定されます。
- 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価の対象となります。

平成23年度と変更ありません。

○当該審査基準日の技術職員名簿を作成の上、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に記載した技術者には通番に「○」を付して下さい。

注！平成23年と平成24年の技術職員名簿と比較し、双方の審査基準日に技術職員が在籍していることを確認の上、「○」を付して下さい(当該審査基準日に在籍していないにも関わらず、事務的に通番に「○」を付すケースが多数見受けられました)。

ポイント①



前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に記載されている技術者には、通番に「○」を付して下さい。

技術職員名簿

項番数 61 001 頁

| 通番 | 氏名 | 生年月日 | 業種コード | 有資格区分 | 講習受講 | 業種コード | 有資格区分 | 講習受講 | 監理技術者資格者証交付番号 |
|----|--------|--------------|-------|-------|------|-------|-------|------|---------------|
| 1 | 関東 太郎 | 昭和30年 4月 29日 | 01 | 13 | 105 | 113 | 1 | 1 | 23456789 |
| 2 | 東京 二郎 | 昭和37年 5月 3日 | 01 | 13 | 217 | 113 | 2 | 2 | |
| 3 | 神奈川 三郎 | 昭和45年 2月 11日 | 01 | 141 | 117 | 113 | 2 | 2 | 67891234 |
| 4 | 千葉 四郎 | 昭和47年 7月 20日 | 01 | 214 | 220 | 002 | 2 | 2 | |
| 5 | 埼玉 五郎 | 昭和40年12月23日 | 01 | 001 | 217 | 001 | 2 | 2 | |

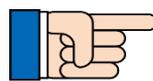
(例) 出

平成24年度から変更があります。

○平成24年度から、技術職員名簿に記載した技術者が出向者の場合には、通番の左横等に「出向」と分かるように表記して下さい。

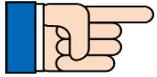
※出向先と出向元の関係が整理されずに双方に同一の者を記載(重複申請)している建設業者が多数見受けられます。
 ※悪質と認められる場合は監督処分の対象となりますので、重複申請のないよう十分留意願います(詳細はp4参照)。

ポイント②



平成23年度と変更ありません。

ポイント③



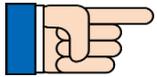
- 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者について評価を受けようとする建設業者は、「**継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿**」の提出が必要です。
- この場合において、**常時10名以上の労働者を使用する企業の場合は、併せて「継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し」の提出が必要です。**

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25条の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長 _____ 年 月 日
 北海道開発局長 _____
 知事 殿 住所 _____
 商号又は名称 _____
 代表者氏名 _____ 印

ポイント④



平成24年度から変更があります。

- 定年を過ぎた技術者には**全て記載の上、役員・再雇用等の別について記載して下さい。**
- 前審査基準日の経営事項審査申請書において**継続雇用制度の適用を受けている技術者名簿に記載している技術者には、技術職員名簿と同様、「○」を付して下さい。**

※別途、雇用契約の状況について関東地方整備局から確認することがありますので、ご留意して下さい。

「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」については、「経営事項審査の事務取扱いについての一部改正について」(平成22年10月15日国総建第162号)に規定されています。
 なお、当該通達(当該名簿)については、関東地方整備局のホームページに掲載しています。

| 通番 | 氏名 | 生年月日 |
|----|-------------|-------------------|
| ① | 関東 太郎 (役員) | 昭和 XX 年 XX 月 XX 日 |
| 2 | 四国 三郎 (再雇用) | 昭和 XX 年 XX 月 XX 日 |
| ③ | 北陸 次郎 (再雇用) | 昭和 XX 年 XX 月 XX 日 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

記載要領
 1 「 地方整備局長
 北海道開発局長 _____ については、不要のものを消すこと。
 知事」
 2 規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者(65歳以下の者に限る。)について記載すること。 3

【重要】6月を超える恒常的雇用関係

○『6月を超える恒常的雇用関係』の考え方

【評価の対象とならない技術者の例】

10/1採用(転籍出向)

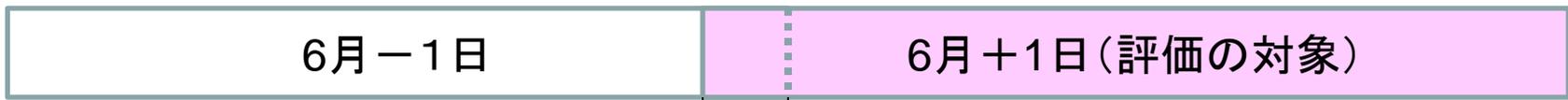
審査基準日
3/31



【評価の対象となる技術者の例】

9/30採用(転籍出向)

審査基準日
3/31

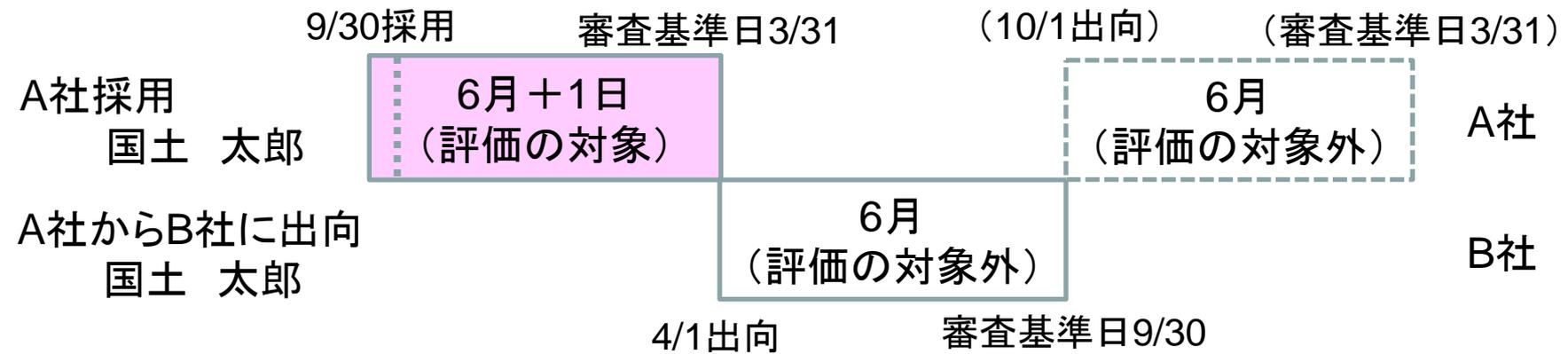


6月を超える部分

○平成23年度の改正において、『6月を超える恒常的雇用関係』としたのは……

1人の技術者を1年を通して審査基準日の異なる申請者間において重複して申請するような不正を防止する効果を期待

※平成23年度中の申請においてよく見受けられた事例(A社、B社双方において同一の技術者を申請)



2. 『再生企業に対する減点措置』に係る運用

評価
対象

- 再生企業(民事再生企業及び会社更生企業)については、減点措置が行われます。
- 平成23年4月1日以降、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを行った企業が評価の対象となります。

ポイント①

- 民事再生法又は会社更生法の適用を受けている者は、**「再生手続又は更生手続開始決定」、「再生計画又は更生計画認可日」及び「再生手続又は更生手続終結決定日」を確認することができる書類の写しの提出が必要です**

平成23年度と変更ありません。

別紙三

(用紙A4)
2 0 0 0 4

その他の審査項目 (社会性等)

| | | |
|--------------------|------------------|---|
| 建設業の営業年数 | | |
| 営業年数 | 4 6 | ³ <input type="text"/> ⁵ <input type="text"/> (年) |
| | 初めて許可(登録)を受けた年月日 | 休業等期間 |
| | 昭和 平成 年 月 日 | 年 月 |
| | 備考(組織変更等) | |
| 民事再生法又は会社更生法の適用の有無 | 4 7 | <input type="text"/> [1.有、2.無] |
| | 再生手続又は更生手続開始決定日 | 再生計画又は再生計画認可日 |
| | 平成 年 月 日 | 平成 年 月 日 |
| | 再生手続又は更生手続終結決定日 | |
| | 平成 年 月 日 | |

3. 『建設機械の保有状況の評価』に係る運用等

評価対象

○建設機械の保有状況が評価が行われます。

確認書類等の取扱いについて平成24年度から一部変更があります。

○建設機械の保有状況の評価を受けようとする建設業者は、「評価を受けようとする建設機械の売買契約書(又は販売証明書等)又はリース契約書の写し」及び「評価を受けようとする建設機械のカタログの写し(当該建設機械の全体像及び型式が確認できるものを抜粋)」の提出が必要です。

○ただし、平成24年度から、前審査基準日の経営事項審査において評価の対象となった建設機械については、カタログの写し(当該建設機械の全体像及び型式が確認できるものを抜粋)の提出は不要です。

○また、建設機械が正常に稼働する状態にあることを確認するため、併せて労働安全衛生法に規定される「特定自主検査記録表の写し」の提出が必要です(次頁参照)。

○さらに、平成24年度から、別添の「○建設機械の保有状況一覧表」及び「建設機械のリース契約に関する申立書」の提出が必要となります(別添記載例を参照)。

その他の審査項目(社会性等)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

5 5 3 0 0 (台)

加点対象の上限は15台ですが、自ら所有又はリース契約により使用する建設機械の合計(実数)を記入して下さい。なお、確認書類は加点対象の建設機械の台数分の提出で構いません。

例: 保有機械23台→申請書に23台と記入。確認書類は加点対象の15台分を提出。

※例えば23台の建設機械を保有する申請者が、申請書に評価の上限の15台と記載しても経審上の評価に影響はありませんが、一部の公共発注者が経審結果通知書に出力される所有等の台数を使用することも考えられますので、十分留意の上、申請して下さい。

※後に修正を希望しても、経審結果通知書の再発行は行いません。

建設機械の評価を受けようとする建設業者は「〇建設機械の保有状況一覧表」を必ず提出しなければなりません。

〇建設機械の保有状況一覧表

関東地方整備局長 殿

申請者 所在地 東京都〇〇区〇〇X-X-X
 商号又は名称 〇〇建設株式会社
 代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
 審査基準日 平成24年 3月31日

記載例

| 通番 | 名称 (建設機械抵当法の名称) | 機種 (特定自主検査記録表の機種) | メーカー名 | 型式 | 製造・ 車体番号 | 所有形態 | 所有年月日 | | 検査年月日 |
|----|--------------------|----------------------|-------|-------|-------------|---------------|-----------|-------------------------|-------------|
| | | | | | | | リース形態 | リース期間 | |
| 1 | ショベル系掘削機 | 油圧ショベル | ◇◇◇◇ | 999YY | 99999 | 〇 所有 | | 平成18年 3月31日 | 平成24年 3月23日 |
| 2 | ショベル系掘削機 | 油圧ショベル | 〇〇〇〇 | 000XX | 00000 | 〇 所有 〇 リース | ファイナンスリース | 平成23年 7月27日～平成24年 7月26日 | 平成24年 4月16日 |
| 3 | | | | | | 〇 所有 | | | 平成 年 月 日 |
| 4 | | | | | | 〇 リース | | 平成 年 月 日～平成 年 月 日 | 平成 年 月 日 |

※注意事項
 リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りの状況について、関東地方整備局から確認することがあります。

リースの場合において、リース期間が当該審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する建設機械について評価を受けようとする場合は、「〇建設機械の保有状況一覧表」に加えて、「建設機械のリースに関する申出書」の提出が必要です。

建設機械のリース契約に関する申出書

所在地 東京都〇〇区〇〇X-X-X
 許可番号 国土交通大臣許可(般・特-XX)第XXXX号
 商号又は名称 〇〇建設株式会社
 代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印
 審査基準日 平成 年 月 日

記載例

下記の建設機械について、リース期間終了日が今回申請を行う経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月以内に終了しますが、これらの建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りを予定していることを申し出ます。

なお、この申出書に対し、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りを行わなかった場合(ただし、廃車等止むを得ないと認められる場合を除く。)は、今回の経営事項審査において虚偽の申請を行ったとして、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に基づく監督処分の対象となることを了承します。

記

| 通番 | メーカー名 | 製造・ 車体番号 | リース形態 | リース期間 | 備考 |
|----|-------|-------------|-----------|-------------------------|----|
| 2 | 〇〇〇〇 | 000XX | ファイナンスリース | 平成23年 7月27日～平成24年 7月26日 | |

- この申立書は、リース期間が当該審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する建設機械について、リース期間の更新、延長又は買い取りを予定していることを理由として評価を受けようとする場合、提出する必要があります。
- この「申立書」に記載する建設機械は、「〇建設機械の保有状況一覧表」に記載した建設機械の「通番、メーカー名、製造・車体番号、リース形態及びリース期間」と一致するよう記載して下さい。

様式・記載要領については、今後、関東地方整備局のホームページに掲載する予定です。

評価方法の対象となる建設機械

○建設機械抵当法第2条の規定による建設機械のうち、次に掲げる建設機械が評価の対象となります。

【ショベル系掘削機】

ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの

※ショベル系掘削機については、アタッチメントの取替え等によりその用途も広がっていることから、申請された母機本体が建設機械抵当法施行令別表に規定されているアタッチメントを随時取付け可能な仕様のものであれば、評価対象として取扱います。

【ブルドーザー】

自重が3トン以上のもの

【トラクターショベル】

バケット容量が0.4立方メートル以上のもの

特定自主検査記録表とは

○労働安全衛生法に規定する定期自主検査を行わなければならない機械のうち、建設機械（油圧ショベル等）や荷役運搬機械（フォークリフト等）といった特定の建設機械について、1年以内に1回受けなければならない一定の資格を持つ資格者による検査のことをいいます。

○3年間の保存期間が義務付けられています。

【特定自主検査記録表の例】

| 油圧ショベル（クローラ式） 特定自主検査記録表 | | 型式 SR-EHC-01-C | | | |
|----------------------------|--------|--------------------------|---------------------------------|----------|--------------|
| 車種別番号 | 年月日 | 検査者 | | | |
| メーカー名 | 管理番号 | 検査者住所 氏名又は名称 | | | |
| 型式 | 性能 | 機械所有者氏名 | | | |
| 製造番号 | アリアクター | 検査者資格番号 | | | |
| 検査実施場所 | | 検査者又は事業者 住所・名称 責任者 | | | |
| 検査年月日 | 年月日 | 検査者 氏名 | | | |
| 区分 | No. | 検査箇所 | 検査内容 | 検査方法 | 検査結果 及し状況 |
| 1 | A | ＊ 総括性 | 全体の点検、検査、修理・ピーターの作動 | 目視、動作、聴診 | ○ |
| | | ＊ 燃料の状態 | 燃料タンクの油量、燃料供給 | 目視、動作、聴診 | ○ |
| | | ＊ 駆動部の状態 | エンジン回転数、エンジン、駆動装置の点検 (7500 rpm) | 聴診 | ○ |
| | | ＊ エアフィルター | 空気清浄機、空気清浄機、フィルター等の点検 | 目視、動作、聴診 | ○ |
| | | ＊ 潤滑油 | 潤滑油の油質、油位、潤滑システムの点検、油質 | 目視、動作、聴診 | ○ |
| | | ＊ 潤滑油 | 潤滑油の油質、油位、潤滑システムの点検、油質 | 目視、動作、聴診 | ○ |
| E | B | ＊ 昇降圧力 | 昇降圧力 (MPa) | 圧力計 | ○ |
| | | ＊ 駆動圧力 | 駆動圧力 (MPa) | 圧力計 | ○ |
| | | ＊ 駆動圧力 | 駆動圧力 (MPa) | 圧力計 | ○ |
| C | D | ＊ 駆動圧力 | 駆動圧力 (MPa) | 圧力計 | ○ |
| | | ＊ エンジン回転数 | エンジン回転数 (rpm) | 圧力計 | ○ |
| 2 | 3 | ＊ 潤滑装置 | 潤滑油の油質、油位、潤滑システムの点検、油質 | 目視 | ○ |
| | | ＊ 潤滑装置 | 潤滑油の油質、油位、潤滑システムの点検、油質 | 目視 | ○ |
| | | ＊ 潤滑装置 | 潤滑油の油質、油位、潤滑システムの点検、油質 | 目視 | ○ |
| | | ＊ 潤滑装置 | 潤滑油の油質、油位、潤滑システムの点検、油質 | 目視 | ○ |
| | | ＊ 潤滑装置 | 潤滑油の油質、油位、潤滑システムの点検、油質 | 目視 | ○ |
| 3 | 4 | ＊ エンジン回転数 | エンジン回転数 (rpm) | 圧力計 | ○ |
| | | ＊ エンジン回転数 | エンジン回転数 (rpm) | 圧力計 | ○ |
| 4 | 5 | ＊ エンジン回転数 | エンジン回転数 (rpm) | 圧力計 | ○ |
| | | ＊ エンジン回転数 | エンジン回転数 (rpm) | 圧力計 | ○ |
| 5 | 6 | ＊ エンジン回転数 | エンジン回転数 (rpm) | 圧力計 | ○ |
| | | ＊ エンジン回転数 | エンジン回転数 (rpm) | 圧力計 | ○ |

4. ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証の取得状況評価に係る運用等

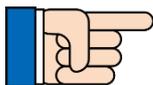


評価
対象

○ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証の取得状況の評価が行われます。

平成23年度と変更ありません。

ポイント①



○ISO9001及びISO14001の登録の状況の評価を受けようとする建設業者は、「審査登録機関の登録証及び附属書の写し」の提出が必要です。

○「審査登録機関の登録証及び附属書の写し」で認証範囲が確認できない場合は、「サイト情報や認証機関に提出する手順書にある組織図等の写し」の提出が必要です。

その他の審査項目（社会性等）

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

| | | | | |
|----------------|---|---|-------------------|-----------|
| ISO9001の登録の有無 | 5 | 6 | ³ □ | (1.有、2.無) |
| ISO14001の登録の有無 | 5 | 7 | ³ □ | (1.有、2.無) |

○ISO9001及びISO14001の評価に当たっては、認証範囲に建設業が含まれていない場合、認証範囲が一部の支店等に限られている場合には加算対象としないものとする(平成20年1月31日国総建第269号)としているところですが、例えば審査基準日直前に営業所を新設したことにより認証が経営事項審査の申請日までに間に合わなかった場合等は、評価の対象となることもありますので、ご相談下さい。

【重要】経営事項審査におけるISOの評価について

○平成23年度から経営事項審査の社会性等(W点)の評価項目に「建設企業のISO9001及びISO14001の認証の取得状況」が追加されました。

○これにより、経営事項審査の結果通知書には、社会性等の欄に、「ISOの登録の有無」が表示されています。

○ただし、この評価は認証範囲が建設企業全体である場合においてのみ、評価されるものであり、認証範囲が本店のみである場合や建設業法上の支店等に限定されている場合には加点对象とはされません。

○したがって、例えば本店のみが認証を取得し、建設業法上の支店等に認証範囲が及んでいないようなケースについては、ISOの評価が無いものとして評価されてしまいます。

○公共工事の発注者の一部には、この表記の確認のみをもってISOの登録状況を判断しているケースも散見されますので、入札参加資格審査を申請する場合は、この点について留意することも必要です。

経営事項審査結果通知書の表記(例)

| 監査の受審状況 | 自主監査 |
|-----------------------|------|
| 公認会計士等の数 | ■ |
| 二級登録経理試験合格者の数 | ■ |
| 建設業の経理の状況 | ■ |
| 研究開発費 | ■ |
| 研究開発の状況 | ■ |
| 建設機械の所有及びリース台数 | ■ |
| 建設機械の保有状況 | ■ |
| ISO9001の登録の有無 | 有 |
| ISO14001の登録の有無 | 無 |
| 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 | 5 |
| 計 点 (W) | ■ |

○建設機械の保有状況一覧表

(別添)

関東地方整備局長 殿

申請者 所在地 東京都○○区○○X-X-X
 商号又は名称 ○○建設株式会社
 代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

記載例

審査基準日 平成24年 3月31日

| 通番 | 名称 (建設機械抵当法の名称) | 機種 (特定自主検査記録表の機種) | メーカー名 | 型式 | 製造・ 車体番号 | 所有形態 | 所有年月日 | | 検査年月日 |
|----|--------------------|----------------------|-------|-------|-------------|---------------|-------------|-------------------------|-------------|
| | | | | | | | リース形態 | リース期間 | |
| 1 | ショベル系掘削機 | 油圧ショベル | ◇◇◇◇ | 999YY | 99999 | ○ 所有 | 平成18年 3月31日 | | 平成24年 3月23日 |
| 2 | ショベル系掘削機 | 油圧ショベル | ○○○○ | 000XX | 00000 | ○ 所有 ○ リース | ファイナンスリース | 平成23年 7月27日～平成24年 7月26日 | 平成24年 4月15日 |
| 3 | | | | | | ○ 所有 | | | 平成 年 月 日 |
| 4 | | | | | | ○ 所有 | | | 平成 年 月 日 |
| 5 | | | | | | ○ 所有 | | | 平成 年 月 日 |
| 6 | | | | | | ○ 所有 | | | 平成 年 月 日 |
| 7 | | | | | | ○ 所有 | | | 平成 年 月 日 |
| 8 | | | | | | ○ 所有 | | | 平成 年 月 日 |
| 9 | | | | | | ○ 所有 | | | 平成 年 月 日 |
| 10 | | | | | | ○ 所有 | | | 平成 年 月 日 |
| 11 | | | | | | ○ 所有 | | | 平成 年 月 日 |
| 12 | | | | | | ○ 所有 | | | 平成 年 月 日 |
| 13 | | | | | | ○ 所有 | | | 平成 年 月 日 |
| 14 | | | | | | ○ 所有 | | | 平成 年 月 日 |
| 15 | | | | | | ○ 所有 | | | 平成 年 月 日 |

【記載要領】

- 前審査基準日の経営事項審査において評価の対象となった建設機械については通番に「○」を付すこと
- 「所有形態」の欄については、該当するものに「○」を付すこと。
- リース期間が当該審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する建設機械について、リース期間の更新、延長又は買い取りを予定していることを理由として評価を受けようとする場合は、別途、「建設機械のリース契約に関する申出書」を提出することが必要です。

建設機械のリース契約に関する申出書

(別添)

記載例

所在地 東京都〇〇区〇〇X-X-X
許可番号 国土交通大臣許可(般・特-XX)第XXXXX号
商号又は名称 〇〇建設株式会社
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇 [印]

審査基準日 平成 年 月 日

下記の建設機械について、リース期間終了日が今回申請を行う経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月以内に終了しますが、これらの建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りを予定していることを申し出ます。

なお、この申出書に対し、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りを行わなかった場合（ただし、廃車等止むを得ないと認められる場合を除く。）は、今回の経営事項審査において虚偽の申請を行ったとして、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく監督処分の対象となることを了承します。

記

| 通番 | メーカー名 | 製造・車体番号 | リース形態 | リース期間 | 備考 |
|---|-------|---------|-----------|-------------------------|----|
| 2 | 〇〇〇〇 | 000XX | ファイナンスリース | 平成23年 7月27日～平成24年 7月26日 | |
| 1. この申立書は、リース期間が当該審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する建設機械について、リース期間の更新、延長又は買い取りを予定していることを理由として評価を受けようとする場合、提出することが必要です。 2. この「申立書」に記載する建設機械は、「〇建設機械の保有状況一覧表」に記載した建設機械の「通番、メーカー名、製造・車体番号、リース形態及びリース期間」と一致するよう記載して下さい。 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

【注意事項】

リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りの状況について、関東地方整備局から後日確認することがあります。